

第 103 回安来市議会定例会 3 月定例会議
総務企画委員長報告

令和 7 年 3 月 24 日

去る 3 月 3 日に開議されました本会議において本委員会に付託されました議案については、3 月 10 日に審査を行いましたので、その結果並びに経過をご報告いたします。

まず、審査結果については、

議第 30 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議第 31 号 安来市お試し住宅条例の一部を改正する条例制定について

議第 32 号 安来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議第 33 号 安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議第 45 号 安来市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

議第 47 号 安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

議第 48 号 安来市非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第 49 号 安来市過疎地域持続的発展計画の変更について

議第 54 号 指定管理者の指定について

議第 55 号 指定管理者の指定について

以上 10 件は、全て全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第 31 号」について、委員より、「お試し住宅の利用希望者が増えていることを受けて、使用期間を 90 日から 30 日に短縮することだが、お試し住宅の利用実績、利用される方の年代及び平均利用日数を伺う」との質問に対し、執行部からは、「お試し住宅は、安来町と広瀬町梶福留の 2 カ所あり、合計した実績として令和 5 年度は 5 組 7 名、令和 6 年度は 10 組 16 名の方が利用している。利用される方の年代は、30 代

から 60 代と幅広く、過去 3 年の平均利用日数は、安来町住宅が約 48 日、梶福留住宅が約 19 日、合わせると約 33 日となる」との答弁でした。

また委員より「使用期間が短縮されることにより入居及び退出に要する時間を含めると実際の使用期間が短くなることが懸念されるが、お試し住宅の設備の状況を伺う」との質問に対し、執行部からは、「利用者の方には、寝具及びタオルなどは自己負担となるが、キッチン設備及び掃除機、洗濯機、エアコン、テレビなどの家電は整備されている。退出時には、入居時の状態にさせていただくため、使用した洗剤などの消耗品は持ち帰っていただくことになるが、身の回りの生活ができるものを用意していただければ、30 日間しっかり使用していただけると考えている」との答弁でした。

さらに委員より「お試し住宅を利用された方のうち、安来市へ移住された方の実績を伺う」との質問に対し、執行部からは、「令和 4 年度は 1 組 5 名、令和 5 年度は 1 組 1 名、令和 6 年度は 2 組 2 名の方が移住に結びついている」との答弁でした。

「議第 32 号」について、委員より、「介護休暇等の取得を必要とする職員に対する制度の周知意向確認を当該職員が 40 歳に達した日の属する年度に行うとのことだが、40 歳とする根拠を伺う」との質問に対し、執行部からは、「国からの説明はないが、介護保険料の給与からの引き去りは、40 歳から始まる。介護保険がより身近になり、支払っている介護保険料でどのようなサービスが受けられるのか、職場でどのような制度が利用できるのかを説明する年齢ではないかと考える」との答弁でした。

「議第 48 号」について、委員より、「消防団員の退職報償金の勤務年数区分に新たに 35 年以上の区分が追加されるとのことだが、この区分に該当する人数を伺う」との質問に対し、執行部からは、「現在所属する消防団員が令和 7 年 4 月 1 日以降に退職されたと想定した場合、令和 7 年 4 月 1 日時点で 21 名となる」との答弁でした。

「議第 30 号」に関して、委員からの質疑等はございませんでした。

「議第 33 号」「議第 45 号」「議第 47 号」「議第 49 号」「議第 54 号」及び「議第 55 号」に関して、委員からは数件の確認がありましたが、いずれも審議に影響する内容ではありませんでした。

以上、総務企画委員長報告といたします。